

議事録

会議名	令和7年度第4回久留米市子ども・子育て会議
日時	令和8年3月25日（水）19：00
場所	久留米商工会館5階 大ホール
出席者	麻生委員、池田委員、今村委員、大西委員、梶島委員、國武委員、小松委員、関委員、重永委員（オンライン出席）、津村委員、中島委員、中村真弓委員、中山委員、西野委員、原田委員、日野委員、山下経男委員 17名
欠席者	上村委員、幸若委員、佐藤委員、田中委員、谷口委員、中井委員、中村路子委員、早川委員、山下裕史委員 9名
傍聴者	なし
次第	1. 開会 2. 報告 （1）認定こども園への移行に伴う利用定員の設定について （2）幼稚園の新制度移行について 3. 議事 （1）第2期くるめ子どもの笑顔プランの総括について （2）久留米市子どもの貧困対策推進計画の総括について （3）子ども・子育て支援事業計画における乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の代用計画の策定について （4）乳児等通園制度支援事業（こども誰でも通園制度）の確認について 4. その他 5. 閉会
	1 開会 久留米市子ども・子育て会議条例第9条第2項の規定に基づき、会議成立
	2 報告 （1）認定こども園への移行に伴う利用定員の設定について （2）幼稚園の新制度移行について 〈資料1、2について事務局説明〉 質疑なし
委員	3 議事 （1）第2期くるめ子どもの笑顔プランの総括について 〈資料3について事務局説明〉 〈質疑応答〉 2点質問する。 1点目は、資料12ページの「ワーク・ライフ・バランス促進事業」についてである。令和6年度に助成を行った事業所数と、令和7年度以降も事業を継続する

	予定があるのか伺いたい。 2点目は、資料16ページの子ども食堂について、市として補助を行っているのか伺いたい。
事務局	ワーク・ライフ・バランス促進事業について、令和6年度の助成件数は手元に資料がないため、後日回答する。 事業の継続については、こども計画に位置付けており、令和7年度以降も取り組む方針である。ただし、令和8年度以降については予算が確定していないため、現時点で継続を確約することはできないが、市として仕事と子育ての両立支援は引き続き推進していく考えである。 子ども食堂については、市から補助金を交付しており、令和7年度は16団体に交付している。令和8年度以降も継続したいと考えているが、予算の状況による。
委員	資料6ページの子育て短期支援事業について、令和5年度から開始した親子入所等支援の具体的な内容を伺いたい。 また、短期支援利用時の通学などにおける送迎支援の実績についても伺いたい。
事務局	親子入所等支援は、出張や仕事、レスパイトケアのために児童のみを預かる短期支援に加え、保護者も施設に入り、子どもとの関わり方や養育方法などについて施設職員から支援を受けることができる事業である。 送迎支援については、市内で受入れを行っている施設は久留米天使園のみであり、市外施設を利用する場合は、近隣駅までの送迎支援を行っている。
委員	親子で施設に入所することはないのか。
事務局	親子入所等支援を利用する場合は、保護者も子どもと一緒に施設へ入所し、支援を受けることができる。
	（2）久留米市子どもの貧困対策推進計画の総括について 〈資料4について事務局説明〉
委員	〈質疑応答〉 資料34ページの「地域における学習支援」について、「社会的居場所での学習支援を実施」と記載されているが、「社会的居場所」とはどのような場所を指すのか。また、どのような取組が行われているのか伺いたい。
事務局	社会的居場所とは、校区コミュニティセンターなど、誰もが立ち寄ることができる地域の居場所を指している。資料に記載している青少年学校外活動支援事業なども、そのような場所で実施されている取組の一例である。

	「社会的居場所」という表現は一般的になじみが薄く、分かりにくい面もあるため、今後の表現については検討したい。
委員	例えば上津校区では、子ども食堂や地域の居場所づくりの取組が行われているが、いずれも地域の子ども全体を対象としていると認識している。生活困窮世帯や貧困世帯の子どもに特化した取組が別にあるのか伺いたい。
事務局	子ども食堂については、従来は貧困対策の一環として位置付けていたが、こども計画の策定に合わせて、令和7年度からは子どもの居場所づくりとして位置付けている。対象を生活困窮世帯に限定するのではなく、すべての子どもを受け入れる取組とし、その中で支援を必要とする子どもや家庭も含めて包括的に支援していく考えである。 そのため、資料に掲載している事業についても、貧困世帯に特化した事業だけでなく、幅広い子どもを対象とした事業を含めて記載している。
委員	資料 50 ページ及び 51 ページの「現状と課題」の記載について、子育て家庭の孤立の要因として核家族化やコロナ禍のみが原因であるように受け取れる表現となっている。核家族化は以前から進行しており、コロナ禍は潜在的な課題を顕在化させた一因ではないかと考える。 また、インターネットの普及により人に相談せずに情報を得ようとする傾向や、自己責任意識から相談することをためらう人もいると考えられるため、そのような視点も記載した方がよいのではないかと考える。
事務局	ご指摘のとおり、現状の記載では要因が限定的に見える表現となっている。人に相談しにくい状況や、人に頼らない傾向なども踏まえ、資料 47 ページの調査結果との整合も図りながら、表現について検討したい。最終的な文言については、会長とも相談の上、修正を検討する。 (3) 子ども・子育て支援事業計画における乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の代用計画の策定について (4) 乳児等通園制度支援事業（こども誰でも通園制度）の確認について 〈資料 5、6 について事務局説明〉
委員	〈質疑応答〉 利用登録をした方は、どのような形でこの事業を認知したのか。また、利用児童数は登録者数の4分の1程度だが、それをどのように分析しているのか。あわせて、どの施設が利用されているのか伺いたい。
事務局	当制度の認知については、11 月に実施した利用者アンケートのチラシやホーム

	ページ等によるものと考えている。また、他自治体では登録者数の3分の1程度が実際に利用している事例もあり、本市もそれに近い状況である。まずは利用に備えて登録した方が多いのではないかと考えている。 実利用者数の内訳は、みづまこども園6名、かわい保育所2名、成田山幼稚園4名、船越保育所2名、大善寺幼稚園6名、金島子ども園0名、北野おおぞら幼稚園3名、長門石保育園1名である。
委員	登録児童数と利用児童数に差があるが、利用したいができなかった方の障害となった理由は何か。また、みづまこども園は定員4名で6名が利用されているとのことだが、利用についての考えを伺いたい。
事務局	今回実施している施設は市の中心部以外のところが多く、利用できる施設が近くに実際なかったことが利用しづらい理由の1つになったのではないかと考えており、課題と認識している。 また、定員と利用者のギャップについては、4月以降に利用枠を拡大したいとの意向を示している施設もあるため、利用枠や実施施設の拡充を進め、来年度以降、より利用しやすい環境整備を図っていききたい。
委員	利用されている時間数は何時間ぐらいか。
事務局	利用時間の詳細な実績は手元にないが、午前中のみなど昼をまたがない利用が多く、2～3時間程度の利用が中心であると認識している。
委員	私たちの方でもこの制度をお知らせしているが、利用時間に制限があるなどで、やや利用しづらい面があると感じている。何かあったら私たちの施設（くるるん）にもお尋ねいただければと思っている。
事務局	今後、先行実施施設や利用者を対象にアンケートを実施する予定である。その中で意見を伺い、来年度以降、より良い事業となるよう改善を図っていききたい。
委員	私の子どもが小さい頃、入園前によく保育所の一時預かりを利用していたが、保育士不足を理由に断られたり、一部のお母さんが全部予約をしたりして、ほとんど預けられないというような状況が結構あった。誰でも平等に利用できるように工夫してほしい。また、慣らし保育をしないと預けられないとか、その日に預けたいのに制限があったので、ある程度柔軟に対応していただきたい。
委員	現在、8施設で実施されているが、市の中心部には実施施設がなく、利用しづらい状況だと思う。施設を増やせば使用しやすくなると思うが、来年の実施施設の募集についてどのように考えているのか。

事務局	認可された8施設は4月からも引き続き実施していただく。今後は、施設や利用者の状況把握や検証などを行った上で、必要に応じて取組の改善を行っていききたい。また、来年度の半ばを目途に、特に市の中心部への働きかけを念頭に置きながら、改めて実施事業者の募集を行い、事業のさらなる拡充に向けて、取組を進めていきたい。
委員	4 その他 〈質疑応答〉 慣らし保育について、保護者から、1か月程度かかる場合があり、仕事復帰の見通しが立てにくいという話を聞くことがある。慣らし保育はどのような考え方で実施されているのか。また、4月入所の場合、事前に慣らし保育を行うことはできないのか伺いたい。
委員	慣らし保育は、保護者のためではなく、家庭で過ごしていた子どもが集団生活に慣れる際の負担やストレスを軽減することを目的として実施している。一般的には2週間程度を目安に、子どもの様子に応じて保育時間を徐々に延ばしている。個人差があるため、集団生活になじめない場合は1か月程度かかることもある。また、慣らし保育については、入所前の施設見学の際に説明しており、基本的には入所日から開始している。
委員	保護者からは、年度末は入所が難しく、慣らし保育の期間と仕事復帰の調整が難しいという声も聞いている。そのような保護者への配慮ができればよいと思う。
事務局	育児休業からの復帰に合わせた入所については、復帰日の最大4週間前から入所できるよう調整している。4月1日に職場復帰する場合は、令和8年4月入所と令和8年3月入所の両方を申し込んでいただくことで、可能な範囲で3月中から入所し、慣らし保育を行えるよう対応している。標準的には2週間程度の慣らし保育を経て、4月1日から通常保育へ移行できるような形をできるだけとっていきたいと思っている。
	5 閉会